

議案第 5 0 号

新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年新座市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（報酬） 第 3 条　〔略〕 2　基本報酬の額は、勤務 1 時間につき、給与条例別表第 1 に定める <u>4 級における最高の号給</u>の給料月額を 1 6 2 . 7 5 で除して得た額を超えない範囲内において、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、一般職の常勤の職員の給料との権衡を考慮して規則で定める額とする。ただし、これにより難いと任命権者が認める職に任用するパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額については、日額にあっては 9 , 9 0 0 円、時間額にあっては 1 , 3 7 0 円を超えない範囲内において規則で定める。 3　〔略〕 （給料） 第 1 2 条　フルタイム会計年度任用職員の給料は、月額によるものとし、給与条例別表第 1 に定める <u>4 級における最高の号給</u>の給料月額を超えない範囲内において、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、一般職の常勤の職員の給料との権衡を考慮して規則で定める。	（報酬） 第 3 条　〔略〕 2　基本報酬の額は、勤務 1 時間につき、給与条例別表第 1 に定める <u>4 級 6 1 号給</u>の給料月額を 1 6 2 . 7 5 で除して得た額を超えない範囲内において、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、一般職の常勤の職員の給料との権衡を考慮して規則で定める額とする。ただし、これにより難いと任命権者が認める職に任用するパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額については、日額にあっては 9 , 9 0 0 円、時間額にあっては 1 , 3 7 0 円を超えない範囲内において規則で定める。 3　〔略〕 （給料） 第 1 2 条　フルタイム会計年度任用職員の給料は、月額によるものとし、給与条例別表第 1 に定める <u>4 級 6 1 号給</u>の給料月額を超えない範囲内において、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、一般職の常勤の職員の給料との権衡を考慮して規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

会計年度任用職員の基本報酬及び給料の額の上限を改めたいので、この案を提出するものである。